

役員報酬等に関する規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この内規は、社会福祉法人勇能福祉会の役員報酬及び費用について定めるものである。

(適 用)

第 2 条 この規程でいう役員とは、理事、監事及び評議委員、選任・解任委員をいう。

2 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益とする。費用とは明確に区分されるものとする。

3 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

第 2 章 報 酬

(役員報酬)

第 3 条 役員が理事会等出席の対価としては、報酬を支給しないことができる。

2 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった対価としては、報酬を支給しないことができる。

3 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった対価としては、報酬を支給しないことができる。

(監事の報酬)

第 4 条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった対価としては、報酬を支給しないことができる。

(費用)

第 5 条 役員が各議会へ出席したときは、旅費を実費相当分として 5,000 円を支給することができる。

2 理事会出席以外の法人業務のために出張するときは、旅費を実費相当分として 5,000 円支給する。

3 2 の旅費が 5,000 円以上の場合は、実費を原則として支給できる。

4 旅費以外に業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第 6 条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

第 3 章 補 則

(委 任)

第 7 条 本規程を改正する必要がある場合には、評議委員会の議決を経なければなら
ない。

付 則

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日より適用する

平成 2 6 年 4 月 1 日改訂

平成 2 9 年 4 月 1 日改訂

平成 3 1 年 3 月 2 7 日改訂 (平成 31 年 3 月 26 日評議員議決)